（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第五条　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの」を「法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書（当中間連結会計期間（第三条第二項に規定する期間をいう。）の属する連結会計年度の直前の連結会計年度（以下「前連結会計年度」という。）に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）を記載している場合に限る。）又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書（前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載している場合に限る。）において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

ロ　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づき提出する半期報告書において、中間連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

二　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて中間連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

第七十五条第一号中「連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号ニに規定する国際会計基準をいう。次号において同じ」を「連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ」に改める。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第六条　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの」を「法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社」に改め、同条各号を次のように改める。

一　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書（当中間会計期間の属する事業年度の直前の事業年度（以下「前事業年度」という。）に係る財務諸表を記載している場合に限る。）又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書（前事業年度に係る財務諸表を記載している場合に限る。）において、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

ロ　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づき提出する半期報告書において、中間財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

二　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて中間財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

第七十五条第一号中「連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号ニに規定する国際会計基準をいう。次号において同じ」を「連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ」に改める。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第七条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十五の二第六項中「に規定する理由について」を「について」に改める。

第二号様式記載上の注意㊽ａ中「連結財務諸表規則第１条の２第１項に規定する特定会社をいい、同条第２項の規定により特定会社とみなされる会社を含む」を「連結財務諸表規則第１条の２に規定する特定会社をいう」に改める。

第二号の二様式記載上の注意⑵ｄ㈠及び第三号様式記載上の注意㊾ａ中「連結財務諸表規則第１条の２第１項に規定する特定会社をいい、同条第２項の規定により特定会社とみなされる会社を含む」を「連結財務諸表規則第１条の２に規定する特定会社をいう」に改める。

第四号の三様式記載上の注意⑸ａ中「四半期連結財務諸表規則第１条の２第１項に規定する特定会社をいい、同条第２項の規定により特定会社とみなされる会社を含む」を「四半期連結財務諸表規則第１条の２に規定する特定会社をいう」に、「⑱のｇ」を「⑱のｈ」に改め、同記載上の注意⑹中「⑱ｇの規定」を「⑱のｈ」に改め、同記載上の注意㊾中ｄをｈに、ｆをｇに、ｅを次にそれぞれ改める。

ｆ　提出会社が法の規定により提出する四半期連結財務諸表等（ｅにより中間連結財務諸表等を作成している場合には、中間連結財務諸表等）の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間）に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。

第五号様式記載上の注意⑸ａ中「中間連結財務諸表規則第１条の２第１項に規定する特定会社をいい、同条第２項の規定により特定会社とみなされる会社を含む」を「中間連結財務諸表規則第１条の２に規定する特定会社をいう」に改め、同記載上の注意㊾中ｅをｆに、ｄの次に次のように加える。

ｅ　提出会社が法の規定により提出する中間連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第八条　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十八項第一号中「第一条の二第一項第一号ニ」を「第九十三条」に改め、「をいう。」の下に「以下この号及び」を加える。

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第九条　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第一条の二第一項第一号ニ」を「第九十三条」に、「同条第一項本文」を「連結財務諸表規則第一条の二」に改める。

第二十一条第一項中「第一条の二第一項本文」を「第一条の二」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。